

## 感染拡大を防ぐために 一人ひとりの理解と行動を!

新型コロナウイルスの感染が国内で急速に拡大しています。政府は、4月7日に東京など7都府県を対象に「緊急事態宣言」を行い、他の地域でも感染が拡大していることから、4月16日には対象地域を全国に拡大しました。

一方、三重県は、4月10日に「感染拡大阻止緊急宣言」を宣言し、さらに4月20日には「三重県緊急事態措置」を講じました。ご自身やご家族など大切な人、地域社会を守るために、感染拡大防止にご理解とご協力をお願いします。

問合せ先 長寿健康課健康づくりグループ(あいあい ☎84-3316)

### 感染拡大阻止のための行動にご協力ください

#### ☑ 移動自粛の徹底

- 生活の維持に必要な場合を除く移動(不要不急の外出)を自粛してください。
- ご家族やご友人などに、本市への帰省や訪問をお控えいただくよう呼び掛けてください。

#### ☑ 感染防止対策の徹底

- クラスター(患者間の関連が認められた集団) 発生のリスクが高い3つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けるとともに、人との距離(2メートル程度)を保ってください。
- クラスターや3つの密の発生が考えられる催しや集まりは、原則として中止または延期してください。
- 咳エチケットや手洗いなどを徹底するとともに、十分な睡眠など体調管理を行ってください。



【出典】首相官邸HPより

#### ☑ 事実に基づく冷静な対応

- 感染した人やその家族、治療にあたった医療関係者、日本にお住まいの外国籍の人などに対する偏見や差別につながる行為、人権侵害、ひぼう中傷などは、絶対に行わないでください。
- 過剰な買い占めを控えるとともに、SNS等による根拠が不明な情報を拡散したり、そのような情報に基づく行動をしたりしないでください。

### 布製マスクが国から全戸配布されます

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次のとおり、国から1住所あたり2枚の布マスクが配布されます。

**配布時期** 4月中旬～5月下旬(感染者数が多い都道府県から順次発送)

**配布方法** 日本郵便による郵送

※日本郵便の配達箇所に登録されていないなど、配達されないこともあります。その場合は、厚生労働省のホームページまたは電話相談窓口から配布をお申し込みください。(受付時間:午前9時～午後6時 土・日曜日・祝日も対応)

●布マスクの全戸配布に関する電話相談窓口 ☎0120-551-299 (フリーダイヤル)

URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/cloth\\_mask\\_qa\\_.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/cloth_mask_qa_.html)



◎下記の公共施設を、5月6日(水・振休)まで閉鎖しています。

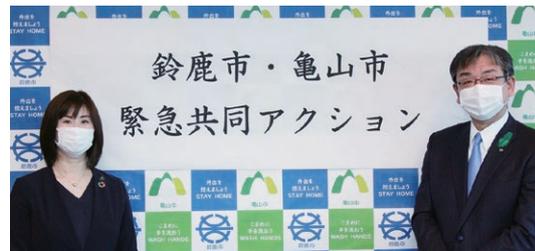
※状況により延長する場合があります。

- <運動施設> ●西野公園体育館・野球場・運動広場・庭球場  
 ●東野公園体育館・ソフトボール場・運動広場・ゲートボール場  
 ●関B&G海洋センター(体育館・温水プール) ●亀山公園庭球場  
 ●関総合スポーツ公園多目的グラウンド ●観音山テニスコート

- <福祉施設> ●総合保健福祉センター「あいあい」(窓口を除く)  
 ●亀山子育て支援センター「あいあいっこ」  
 ●関子育て支援センター「あすれっこ」 ●児童センター ●老人福祉センター

- <文化施設等> ●関宿旅籠玉屋歴史資料館 ●関まちなみ資料館  
 ●関の山車会館 ●鈴鹿峠自然の家 ●石水溪キャンプ場 ●市立図書館  
 ●各地区コミュニティセンター ●鈴鹿馬子倶楽部 ●関文化交流センター  
 ●北部ふれあい交流センター ●市民協働センター「みらい」 ●市文化会館  
 ●中央コミュニティセンター ●木崎地区集会所 ●歴史博物館  
 ●亀山城(多門櫓) ●旧館家住宅 ●加藤家屋敷 ●旧佐野家住宅  
 ●関宿足湯交流施設(散策案内施設・足湯施設) ●関まちなみ文化センター  
 ●林業総合センター ●勤労文化会館 ●亀山公園野外ステージ

4月14日「鈴鹿市・亀山市  
緊急共同アクション」を宣言しました



広域行政・保健医療・産業雇用などの深いつながりを持つ鈴鹿・亀山両市は、本圏域の市民生活と地域医療を守るべく、次のとおり、緊急かつ共同して取り組みを進めていきます。

1. 移動自粛の徹底
2. 学校の臨時休業
3. 圏域内外の医療提供体制の充実
4. 感染防止対策の啓発と正確な情報発信

次の場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談

1 37.5度以上の発熱など、風邪の症状がある

- 学校や会社を休むなど、外出を控えましょう
- 毎日、体温測定して記録しましょう

4日続いたら  
相談

高齢者、妊婦、糖尿病や  
心不全等の持病がある人などは、  
2日続いたら相談

2 強いだるさ(倦怠感)や  
息苦しさ(呼吸困難)がある

相談



◆帰国者・接触者相談センター(土・日曜日・祝日も対応)

三重県鈴鹿保健所 ☎059-382-8672

受付時間 午前9時～午後9時

三重県救急医療情報センター ☎059-229-1199

受付時間 午後9時～翌朝9時

※症状がこの基準に満たない場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

心配な症状が出たときの対応、一般的なお問い合わせについては、こちらへご相談ください。(受付時間:午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日も対応)

- 三重県医療保健部薬務感染症対策課 ☎059-224-2339
- 厚生労働省相談窓口 ☎0120-565-653 (フリーダイヤル)

◎市ホームページで  
関連情報を  
掲載しています。  
最新情報を  
ご確認ください。



関連支援策のご案内

税や保険料等の猶予制度

次のようなケースに該当する場合は、税等の支払いを猶予する制度がありますので、各相談窓口にご相談ください。

- ・収入に相当の減少があった場合
- ・財産に相当な損失が生じた場合
- ・ご本人またはご家族が病気にかかった場合
- ・事業を廃止し、または休止した場合
- ・事業に著しい損失を受けた場合

相談内容	相談窓口・問合せ先
・市県民税 ・法人市民税 ・固定資産税 ・都市計画税 ・軽自動車税	税務課 収納対策グループ (☎84-5009)
・国民健康保険料	市民課 国民健康保険グループ (☎84-5006)
・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料	市民課 医療年金グループ (☎84-5005)

住居確保給付金の支給

離職または事業を行っている個人が事業を廃止した場合のほか、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等に伴う収入減少により、離職または廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている人に、住居確保給付金を支給しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会 (あいあい ☎82-7985)
- 地域福祉課福祉総務グループ (あいあい ☎84-3311)

新型コロナウイルス感染症についての市の対応策は、随時市広報等でお知らせします。